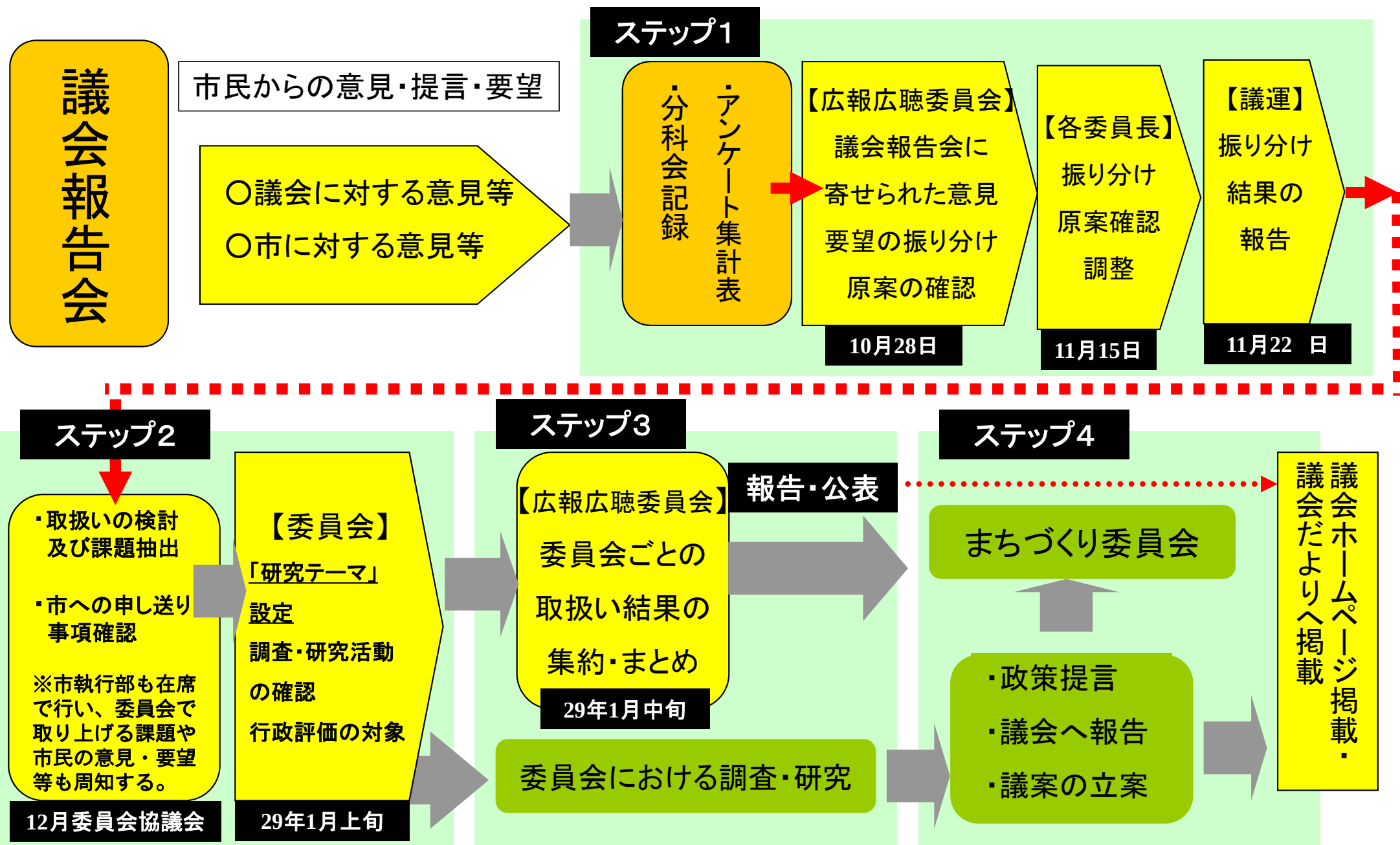


議会報告会における意見等の取扱い



意見等の取扱い(ステップ2詳細)

ステップ1

意見等の集約・仕
分け・確認

ステップ2

課題発見

- ・問題の顕在化
- ・課題及び問題の拡大
- ・生活不安・地域性など

市側への送り
事項確認

委員会として取り上げるべき課題設定

(市民の目線・全市的な視点など)

課題①

課題②

課題③

取扱いの基準

意見等毎に取り扱いを決定

- A 委員会として調査・研究(問題分析)
- B 調査・研究は行わないが、行政評価の評価対象
- C その他(聞き置くこととする)

ステップ3

ステップ4